

広島県建築安全安心マネジメント計画
令和5年度アクションプログラム

令和5年7月

広島県建築安全安心マネジメント推進協議会

目次

第1編	アクションプログラムの基本的な考え方	3
第2編	令和5年度におけるアクションプログラム	6
	重点施策1	既存建築物の安全性の確保
	重点施策2	災害発生に伴う被害の未然防止
	重点施策3	災害発生時の迅速な対応
(継続取組)	平成23年度重点施策に係る評価指標の実績値の算出	16
	1	中間検査・完了検査の徹底

第1編 アクションプログラムの基本的な考え方

1 趣旨

本県の建築行政の円滑かつ的確な業務を執行するための中核となる「広島県建築安全安心マネジメント計画（以下、「マネジメント計画」という。）」を平成23年4月に策定し、「広島県建築安全安心マネジメント推進協議会」が一体となって取り組むべきビジョンを示したところである。

本計画を推進するにあたって、今後重点的に取り組む施策や目標を明確にするとともに、構成団体各自の年度ごとの具体的な取り組み方法の共有化を図り、継続的な取り組みを実行するためにアクションプログラム（以下、「プログラム」という。）」を策定する。

2 プログラムの策定について

策定にあたっての基本的事項は次のとおりとする。

(1) 策定期間、策定主体

- ・「プログラム」は、広島県建築安全安心マネジメント推進協議会において、承認を得て決定する。
- ・「プログラム」は、単年度ごとに策定することを原則とする。

(2) 構成内容

重点施策の選定方針、重点施策の選定、具体的取り組みの共有化、目標値、改善等で構成する。

(3) 効果の検証

- ・毎年度、目標達成状況を点検・評価し、必要な改善を行う。
- ・PDCAサイクルにより、継続的な改善を行い、実施効果を高める。

(4) 重点施策等の見直し

次年度当初に、実施効果を検証・評価し、次期プログラム（目標等）に反映する。
必要に応じて、「マネジメント計画」の見直しを行う。

(5) 周知、公表

毎年度、「プログラム」及び「目標達成状況」を広島県建築安全安心マネジメント推進協議会において公表する。

3 プログラムの構成について

(1) 重点施策の選定方針

- ・本プログラムの重点施策の選定方針は、「マネジメント計画 第4 取組み事項」を基本とし、「マネジメント計画 第7 取組み事項一覧」から選定するものとする。
- ・重要度や緊急度を考慮して計画的に選定する。
- ・建築物の安全安心の向上に関する事項を最優先の施策とし、続いて建築物の質の向上に繋がる施策を展開するような順位付けを行う。
- ・協議会全体で取り組む重点施策として、2～3項目選定する。
- ・構成団体において、地域の実情や業務内容、執行体制に応じて、個別に重点施策を実施することも可能とする。
- ・重点施策の継続について、達成状況に応じて次期プログラムで再選定を考慮する。

(参考)

(「広島県建築安全安心マネジメント計画」第4 取組み事項 抜粋)

- 本協議会が取り組む事項は、「第7 取組み事項一覧」のとおりとする。
- 取組に当たっては、法令遵守を徹底した上で、関係機関と連携し、限られた人員・予算の中で適正かつ効率的に行なうため、年度当初において、重要度や緊急度に応じて計画的かつ弾力的に、取組み事項から選定あるいは設定し、実施していくことを基本とする。
- 各特定行政庁及び関係機関・関係団体等において、選定あるいは設定された協議会の取組み事項の他に、実情により取り組むべき事項がある場合は、取組み事項から選定あるいは設定し、実施していくこととする。

(「広島県建築安全安心マネジメント計画」) 第7 取組み事項一覧 抜粋)

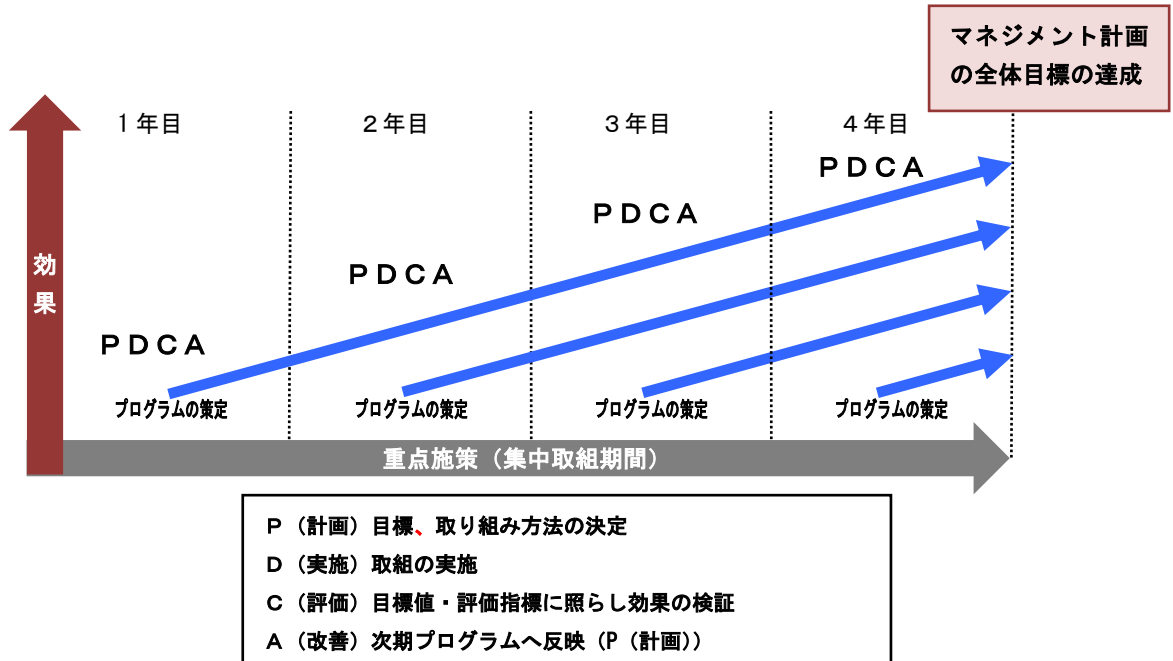
- 1 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保
- 2 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底
- 3 違反建築物等への対策の徹底
- 4 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保
- 5 事故・震災時の対応
- 6 消費者への対応
- 7 執行業務体制の整備
- 8 良質な建築物の供給と確保

(2) 目標

- ・ 重点施策について、当該年度の目標を記すものとする。
- ・ 目標を数値化することが困難な場合にあっては、一定の評価が可能な目標を設定する。

(3) 実施スケジュール

原則、単年度であるが、各重点施策の実施結果を検証した上で、再度設定することも可能とする。



(4) 具体的取り組み方法

「マネジメント計画」に示された目標の達成に向けて、各構成団体が取り組む具体的方法について、相互に提案することで情報の共有を図り、各々が参考にして取り組むとともに、必要に応じて取り組みの連携を図るものとする。

また、構成団体各自の取り組みに当たっては、出来るだけ、「実施手法」、「実施人役」、「実施時間」、「実施件数」等を具体的に設定し、実績結果を記録することにより、実施効果を具体的に評価・検証できるものとし、その取り組みについて協議会で報告を行ない、協議会全体の実施効果の底上げを図ることとする。

(5) 明示事項

P D C Aサイクルの視点により、各段階での達成状況の管理を行なうため、次の項目について、明示する。

- 計 画** ■ 広島県建築安全安心マネジメント計画 第8 目標及び施策
- 実 施** ■ 取組のポイント ■ 取組事項
- 評 価** ■ 目標値等と達成状況（実績値）
- 改 善** ■ 次期プログラムへの反映

4 広島県の役割について

広島県においては、当プログラム策定に係る現状分析・事例調査を行うと共に、各構成団体間の調整を行う。

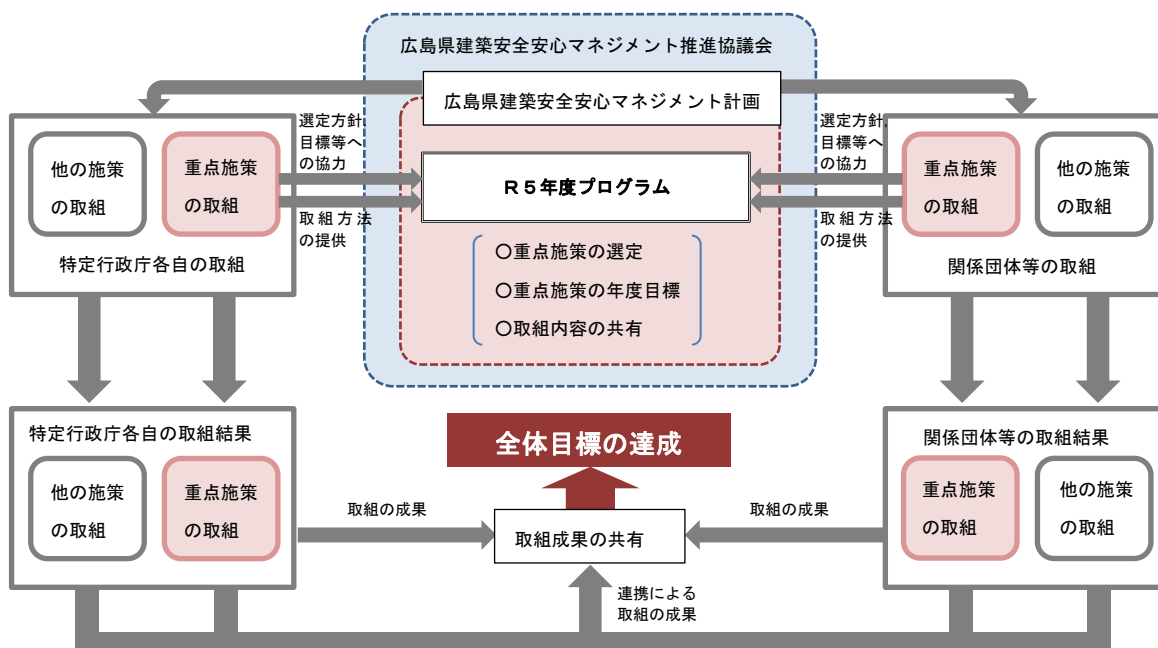
また、重点施策については、率先的に具体的な取組事項を提示し、実施するとともに、他の構成団体が円滑に取り組みを実施するために協力する。

5 各構成団体の役割について

各構成団体は、当プログラムの策定に協力するものとする。

策定の協力を当たっては、重点施策について個々の人員や組織体制の現状や役割分担等を勘案し、協力可能な取組をできるだけ具体的に提案する。

なお、特に主体的に取組事項が無い構成団体については、他構成団体より協力依頼があった場合は、連携して取り組むことに協力するものとする。



令和5年度プログラムの位置づけと各構成団体の役割

第2編 令和5年度におけるプログラム

1 令和5年度重点施策の選定方針

次の事項を重点に選定する。

- ・「緊急度の高い」ものを優先し、建築物の安全安心確保の根幹をなす事項
- ・広島県耐震改修促進計画（第3期計画）に基づく既存建築物の耐震性の確保の推進につながる事項
- ・昨年度の重点施策のうち、複数年度にわたる継続的な取組によって成果につながる事項

2 令和5年度重点施策の選定

1の選定方針を踏まえ、優先度の高い重点施策として、次の3項目を取組事項として選定する。

令和5年度重点施策

重点3項目

○ 既存建築物の安全性の確保

該当項目

- ・ 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保 (4 (1)) (継続)
- ・ 違反建築物対策の徹底（防災対策に関すること） (3 (1)) (継続)

○ 災害発生に伴う被害の未然防止

該当項目

- ・ 建築物の耐震診断・改修の促進 (4 (2)) (継続)

○ 災害発生時の迅速な対応

該当項目

- ・ 災害時の迅速な対応を可能とする体制整備等の構築 (5 (2)) (継続)

広島県建築安全安心マネジメント計画 第7 取組事項

大項目	小項目	マネジメント計画に沿って各自が着実に実施する取組	令和5年度協議会重点施策
1 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保	(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底	◎	
	(2) 中間検査・完了検査の徹底	◎	△
	(3) 工事監理業務の適正化とその徹底	◎	
	(4) 仮使用認定制度の適確な運用	◎	
	(5) 建築確認申請等の電子化の推進	◎	
2 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底	(1) 指定確認検査機関等・指定構造計算適合性判定機関に対する指導・監督の徹底	◎	
	(2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底	◎	
	(3) 設計者・工事監理者・施工者に対するコンプライアンスの啓発	◎	
3 違反建築物等への対策の徹底	(1) 違反建築物対策の徹底		◎
	(2) 違法設置昇降機の安全対策の徹底	◎	
4 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保	(1) 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保		◎
	(2) 建築物の耐震診断・改修の促進		◎
	(3) 建築物に係るアスベスト等の対策の推進	◎	
	(4) 既存建築ストックの安全性の向上と有効活用	◎	
	(5) 土砂災害対策の推進	◎	
5 事故・災害時の対応	(1) 事故発生時における迅速かつ適確な事故対応	◎	
	(2) 災害時の迅速な対応を可能とする体制整備等の構築		◎
6 消費者への対応	(1) 消費者への対応	◎	
	(2) 住宅の防犯対策	◎	
7 執行業務体制の整備	(1) 各特定行政庁内部組織の執行体制	◎	
	(2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制	◎	
	(3) データベースの整備・活用	◎	
8 良質な建築物の供給と確保	(1) 環境負荷への低減の推進	◎	
	(2) バリアフリー化の促進	◎	
	(3) 良質な住宅の供給と確保の推進	◎	

◎：実施する取組

△：平成23年度重点施策の事項に係る評価指標の実績値の算出

※ 各特定行政庁及び関係機関・関係団体等において、選定あるいは設定された協議会の重点施策の他に、実情により取り組むべき事項がある場合は、取組事項から選定あるいは設定し、実施するものとする。

※ プログラムは、単年度ごとに策定することを原則としているため、重点施策の継続については、達成状況により、次期プログラムでの再選定について考慮する。

重点施策 1 既存建築物の安全性の確保

計 画

- 広島県建築安全安心マネジメント計画 第8 目標及び施策 参照
- ① 4 (1) 定期報告制度の適確な運用による維持保全の推進 (継続)
- ② 3 (1) 違反建築物対策の徹底 (防災対策に関すること) (継続)

実 施

■取組のポイント

- ・各建築物の定期報告の提出の有無を公表するとともに、定期報告の重要性を所有者等へ啓発することで、既存建築物の防災の促進を図る。
- ・電子申請による受付を開始することで、定期報告の提出に係る所有者等の負担の軽減を図る。*

■取組事項

① 【定期報告制度の適確な運用による維持保全の推進】 (継続)	
<ul style="list-style-type: none"> ・「定期報告の一覧及び提出状況」のホームページによる公表 ・「定期報告の一覧及び提出状況」公表制度の周知 ・建築物防災講習会の実施 ・定期報告の電子申請による受付の開始* 	<ul style="list-style-type: none"> …定期報告率の向上 …定期報告率の向上 …定期報告制度の普及啓発 …定期報告制度の普及啓発
② 【違反建築物対策の徹底 (防災対策に関すること)】 (継続)	
<ul style="list-style-type: none"> ・違反の是正勧告、命令等の現実性や実効性についての課題の整理 ・JCBAの「違反建築物適正化マニュアル」をベースとして運用していくための整理 	<ul style="list-style-type: none"> …違反建築物対策の推進 …違反建築物対策の推進
◆平成 24 年度以前からの継続取組	
① 【定期報告制度の適確な運用による維持保全の推進】	
<ul style="list-style-type: none"> ・定期報告台帳の整備等 ・定期報告未報告者に対して督促の再通知 ・ホームページ、講習会、会報誌等による周知 ・検査済証交付時等に利用する定期報告制度周知チラシの添付 	
② 【違反建築物対策の徹底 (防災対策に関すること)】	
<ul style="list-style-type: none"> ・現地防災査察の結果、要是正であると判定した項目について、強力な改善指導を実施 	

※ 電子申請による定期報告の受付が可能な特定行政庁を対象。

評価

① 【定期報告制度の適確な運用による維持保全の推進】

※1 「エレベーター、エスカレーター」を対象とし、政令で定められた「小荷物専用昇降機」を除いた数値とする。

※2 現時点で把握済みの件数を届出対象件数とする。

※3 定期報告対象建築物に設けた換気設備（中央管理方式の空気調和設備に限る）、排煙設備（排煙機又は送風機を設けたものに限る）、非常用の照明装置、給排水設備（給水タンク、貯水タンク又は排水槽を設けたものに限る。）は、従来どおり。また、防火設備は除く。

■令和5年度目標値・評価指標

協議会目標（定期報告届出率※）						
調査対象	調査対象年度	実績値 (令和元年度末)	実績値 (令和2年度末)	実績値 (令和3年度末)	実績値 (令和4年度末)	目標値 (令和5年度末)
建築物	平成29年度 報告対象分	93.3% (H29年度分)		—	—	—
	平成30年度 報告対象分	86.7% (H30年度分)	87.5% (H30年度分)		—	—
	令和元年度 報告対象分	76.4% (R元年度分)	83.2% (R元年度分)	84.2% (R元年度分)		—
	令和2年度 報告対象分	—	86.1% (R2年度分)	89.4% (R2年度分)	90.4% (R2年度分)	
	令和3年度 報告対象分	—	—	80.8% (R3年度分)	85.1% (R3年度分)	100% (R3年度分)
	令和4年度 報告対象分	—	—	—	77.2% (R4年度分)	100% (R4年度分)
	令和5年度 報告対象分	—	—	—	—	100% (R5年度分)
昇降機	当該年度	97.4% (R元年度分)	97.1% (R2年度分)	97.2% (R3年度分)	97.0% (R4年度分)	100% (※1) (R5年度分)
防火設備	当該年度	—	—	—	—	100% (※2) (R5年度分)
その他 建築設備	当該年度	84.7% (R元年度分)	83.6% (R2年度分)	83.5% (R3年度分)	83.9% (R4年度分)	100% (※3) (R5年度分)

※ 定期報告届出率 = $\frac{\text{当該年度の届出件数}}{\text{当該年度の届出対象件数}}$

■参考 年度別報告対象建築物

用途	特定行政庁			
	広島県、東広島市、廿日市市、三原市、尾道市	広島市	福山市	呉市
(一) 劇場、映画館又は演芸場			R5 (R2)	
(二) 観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場	R3 (H30)	R4 (R1)	R4 (R1)	R3 (H30)
(三) 病院、診療所、老人ホーム又は児童福祉施設等		R5 (R2)	R3 (H30)	
(四) 旅館又はホテル	R5 (R2)	R4 (R1)		R5 (R2)
(五) 学校（各種学校を含む）又は体育館			R5 (R2)	
(六) 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場		R5 (R2)		
(七) 百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗				
(八) キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、料理店又は飲食店	R4 (R1)		R4 (R1)	R4 (R1)
(九) 事務所その他これに類するもの（階数が7以上で、かつ、延べ面積が2,000㎡以上であるもの）		R3 (H30)		R3 (H30)

■参考 新対象建築物（広島県の場合）

	用途	対象要件 (政令第16条) (広島県建築基準法施行細則第10条)
(一)	劇場、映画館 又は演芸場	次のいずれかに該当するもの(避難階以外の階を当該用途に供するものに限る。) (1) 当該用途(100平方メートル超の部分)が3階以上の階にある場合 (2) 当該用途の床面積(客席部分)が200平方メートル以上の場合 (3) 主階が1階にない場合(当該用途に供する部分が100平方メートル超のもの) (4) 当該用途(100平方メートル超の部分)が地階にある場合
(二)	観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂又は 集会場	次のいずれかに該当するもの(避難階以外の階を当該用途に供するものに限る。) (1) 当該用途(100平方メートル超の部分)が3階以上の階にある場合 (2) 当該用途の床面積(客席部分)が200平方メートル以上の場合 (3) 当該用途(100平方メートル超の部分)が地階にある場合
(三)	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)	次のいずれかに該当するもの(避難階以外の階を当該用途に供するものに限る。) (1) 当該用途(100平方メートル超の部分)が3階以上の階にある場合 (2) 2階にある当該用途の床面積が300平方メートル以上の場合(2階の部分に患者の収容施設があるものに限る) (3) 当該用途(100平方メートル超の部分)が地階にある場合
(四)	共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る。)、寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。)	次のいずれかに該当するもの (避難階以外の階を当該用途に供するものに限る。) (1) 当該用途(100平方メートル超の部分)が3階以上の階にある場合 (2) 2階にある当該用途の床面積が300平方メートル以上の場合 (3) 当該用途(100平方メートル超の部分)が地階にある場合
(五)	就寝用途の児童福祉施設等 ・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・助産所 ・盲導犬訓練施設 ・救護施設、更生施設 ・老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。)その他これに類するもの(宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターは、「その他これに類するもの」に該当する。) ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・母子保健施設 ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)を行う事業所(利用者の就寝の用に供するものに限る。)	次のいずれかに該当するもの (避難階以外の階を当該用途に供するものに限る。) (1) 当該用途(100平方メートル超の部分)が3階以上の階にある場合 (2) 2階にある当該用途の床面積が300平方メートル以上の場合 (3) 当該用途(100平方メートル超の部分)が地階にある場合
(六)	児童福祉施設等(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。)	当該用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートル以上であり、かつ、地階又は3階以上の階に当該用途に供する部分がある場合

(七)	旅館又はホテル	次のいずれかに該当するもの(避難階以外の階を当該用途に供するものに限る。) (1) 当該用途(100 平方メートル超の部分)が3階以上の階にある場合 (2) 2階にある当該用途の床面積が 300 平方メートル以上の場合 (3) 当該用途(100 平方メートル超の部分)が地階にある場合
(八)	学校(各種学校を含む)、体育館(学校に附属するものに限る)	当該用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上であり、かつ、地階又は3階以上の階に当該用途に供する部分がある場合
(九)	体育館(学校に附属するものを除く)	次のいずれかに該当するもの(避難階以外の階を当該用途に供するものに限る。) (1) 当該用途(100 平方メートル超の部分)が3階以上の階にある場合 (2) 当該用途の床面積が 2,000 平方メートル以上の場合
(十)	事務所その他これに類するもの(階数が 7 以上で、かつ、延べ面積が 2,000 m ² 以上であるものに限る。)	当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 m ² 以上であり、かつ、地階又は 5 階以上の階に当該用途に供する部分がある場合

② 【違反建築物対策の徹底（防災対策に関すること）】

■令和5年度目標値・評価指標

違反建築防止週間 一斉建築パトロール

項目	令和4年度実績	令和5年度目標	改善件数
点検件数	393件	前年度以上	
無確認建築違反	0件	0件（前年度該当分）	
その他違反	37件	0件（前年度該当分）	22件
班数	20班	前年度以上	
人員	39人	前年度以上	
違反建築物適正化マニュアル	作成に向けた検討	作成に向けた検討	

改善

■次期プログラムへの反映

取りまとめた結果や状況をもとに、効果について検証し、次期プログラムに反映する。

重点施策2 災害発生に伴う被害の未然防止

計 画

- 広島県建築安全安心マネジメント計画 第8 目標及び施策 参照
- 4(2)建築物の耐震診断・改修の促進

実 施

- 取組のポイント
 - ・各特定行政庁の耐震改修促進計画に基づいて、建築物の耐震診断・改修の促進に取り組む。
- 取組事項（県の取組を記載）

取 組 事 項
<p>1 耐震診断義務付け建築物</p> <p>(1) 要緊急安全確認大規模建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者に対して個別訪問等を行うなど、耐震改修補助制度の活用を働きかける。 <p>(2) 防災業務等の中心となる建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係市町と連携して各建築物の耐震化の動向について情報の共有を図る。 <p>(3) 避難路沿道建築物</p> <p>①耐震診断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者への普及啓発に関する協力協定を県と締結した（一社）広島県建築士事務所協会と連携し、円滑な耐震化促進を図る。 <p>②耐震改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者に対して個別訪問等を行うなど、耐震改修補助制度の活用を働きかける。 <p>2 ブロック塀</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路沿いのブロック塀の安全確保のため、所有者に対して注意喚起を行う。 <p>3 全般事項</p> <p>関係団体との連携による意識啓発（南海トラフ地震への備え等）</p>

評 価

■目標値・評価指標

項目	令和7年度目標	令和4年度末時点
要緊急安全確認大規模建築物	耐震性不足の建築物を概ね解消	残り 30 棟 耐震化率：88.0% [219 棟（耐震性有）/249 棟（全体）]
防災業務等の中心となる建築物	耐震性不足の建築物を概ね解消	残り 32 棟 耐震化率：96.1% [797 棟（耐震性有）/829 棟（全体）]
広域緊急輸送道路沿道建築物	耐震性不足の建築物を概ね解消	残り 154 棟 耐震化率：31.6% [71 棟（耐震性有）/225 棟（全体）]

改 善

- 次期プログラムへの反映
 - ・取りまとめた結果や状況をもとに、効果について検証し、次期プログラムに反映する。

重点施策3 災害発生時の迅速な対応

計 画

- 広島県建築安全安心マネジメント計画 第8 目標及び施策 参照
5(2)災害時の迅速な対応を可能とする体制整備等の構築(継続)

実 施

- 取組のポイント
 - ・災害発生時に設置する建築相談窓口の運営について、関係機関で調整することが必要

■取組事項

取 組 事 項
1 協議会における建築相談窓口の迅速な体制整備に向けた検討 <ul style="list-style-type: none">・体制整備のための課題抽出、課題解決のための取組等・協議会としての建築相談窓口の体制の決定に向けた調整

評 価

■令和5年度目標値・評価指標

項目	令和5年度目標	備考
建築相談窓口	体制整備	すべての構成員

改 善

- 次期プログラムへの反映
体制整備に係る課題を整理し、次期プログラムに反映する。

(継続取組) 平成 23 年度重点施策に係る評価指標の実績値の算出

1. 平成 23 年度重点施策に係る評価指標の実績値の算出

平成 23 年度重点施策の次の重点項目に係る評価指標の実績値について、令和 5 年度も引き続き算出し、目標値の達成状況を確認する。

1 (2) 中間検査・完了検査の徹底

■令和 4 年度実績算出

○検査済証交付率：令和 2 年度中の確認済証交付済物件のうち、検査済証を交付した件数の割合（令和 5 年 3 月末時点）

○中間検査合格証交付率：令和 3 年度中の確認済証交付済物件のうち、中間検査合格証を交付した件数の割合（令和 5 年 3 月末時点）

■目標値・評価指標

項目	令和 4 年度末実績	令和 5 年度目標
中間検査合格証交付率（※ 1）	97.2%（※ 1） （R3 年度分）	100% （R4 年度分）
完了検査済証交付率（※ 2）	98.4%（※ 2） （R2 年度分）	100% （R3 年度分）

（※ 1）中間検査合格証交付率 = $\frac{\text{当該年度の確認済証交付物件の内、中間検査合格証を交付した物件}}{\text{当該年度の確認済証交付済物件のうち、中間検査対象物件}}$
（実績・目標共）

（※ 2）完了検査済証交付率 = $\frac{\text{当該年度の確認済証交付物件の内、完了検査済証を交付した物件}}{\text{当該年度の確認済証交付済物件（検査済証の交付がない計画変更、用途変更の件数は除く）}}$
（実績・目標共）